

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策はこのような「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組が必要です。

双方の取組を通じ、生きることの包括的支援として、逗子市の自殺対策を推進していきます。

【具体的な取組】

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
納税相談 納税相談の際に、多重債務等生活困窮者に対し、相談窓口を紹介します。	納税課	○	○	○		○	○
消費生活相談 消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の問題を把握し、必要な部署につなぎます。	市民協働課	○	○	○	○	○	○
女性相談 女性を対象とした相談窓口を設置し、困りごとなどの相談を受け、相談内容に応じた連携支援を行います。（DVについても対象）	市民協働課	○	○	○	○	○	○
法律相談、行政書士相談、司法書士相談、不動産・登記測量、マンション相談、行政相談 各種相談窓口を設置し、様々な相談を行います。	市民協働課	○	○	○	○	○	○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
各公園維持管理事業、公園アダプト推進事業 公園植栽を適切に剪定することで、うっそうとした死角を減らします。また、アダプト団体を活性化することで公園に人の目を入りやすくします。	緑政課						○
民生委員・児童委員事務 地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなぐなど、地域住民に身近な相談窓口となります。	社会福祉課	○	○	○	○	○	○
生活困窮者自立支援相談事業、生活困窮者就労準備支援事業 生活相談や就職等の相談を行います。また、就労することに困難を抱えている人に対し、就労支援を行います。	社会福祉課	○	○	○		○	
ひとり暮らし高齢者訪問 訪問をすることで安否や健康状態等を確認。必要に応じ管轄の地域包括支援センターにつなぎます。	高齢介護課	○					
老人クラブ育成事業 高齢者自身の社会参加を促進します。	高齢介護課	○					
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 介護予防普及啓発事業 高齢者自らが人生を豊かにするため、学び合い、ふれあい、健康づくりを推進します。	高齢介護課	○					

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
福祉バス運行事業 高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するため、高齢者センター利用者の送迎を行います。	高齢介護課	○					
地域包括支援センター 総合相談業務において、各関係機関との情報を密にし、さまざまな相談内容について総合的に相談できる体制を作ります。また、支援が必要と判断された高齢者やその家族に対し、センターの各専門職により支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。	高齢介護課	○					
家族介護者支援事業 高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行う知識や技術の習得を目的に教室を開催します。教室終了後に家族同士の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図ります。	高齢介護課	○					○
認知症サポーター養成事業 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症になっても尊厳をもって地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢介護課	○					○
認知症カフェ 当事者だけでなく、家族や支援者も参加でき、相談や情報交換を通じて家族や支援者への支援の強化を図ります。	高齢介護課	○					○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
認知症家族介護者相談 精神保健福祉士が認知症高齢者の介護をしている家族からの相談を受け、関係機関と連携しながら認知症介護家族介護者を支援します。	高齢介護課	○					○
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業 高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や擁護者の支援を行うとともに関係機関との連携体制の強化を図ります。	高齢介護課	○					○
フレイルチェック測定会、フレイルチェックサポーター養成講座 身体面・精神面がフレイル（高齢者の虚弱）に陥っていないか確認します。また、フレイルについて学んだサポーターを養成します。測定会を開催することで、サポーターのやりがいや社会参加につながります	高齢介護課	○					
障がい者福祉計画推進事業 障害福祉サービス、障がい児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」基本理念に基づく総合的な福祉計画体制の整備を定める「障がい者福祉計画」を策定し、障がい者の安定した生活に資する本市障がい者・児福祉施策を推進します。その中で、自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができます。	障がい福祉課	○	○		○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>特別障害者手当等給付事業、心身障がい者（児）手当支給事業</p> <p>手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、生活状況を把握し問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。</p>	障がい福祉課	○	○		○		○
<p>障害者自立支援給付等支給事業、児童福祉法給付等支給事業</p> <p>日常生活における基本的な動作や集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。適切な通所先へつなげることで本人の自立促進を図り、自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。</p>	障がい福祉課	○	○		○		○
<p>障害者自立支援給付等支給事業</p> <p>住まいの場（居宅や施設）における居宅介護などの介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービスを提供します。適切な通所先へつなげることで本人の自立促進を図り、自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。</p>	障がい福祉課	○	○		○		○
<p>障がい者権利擁護事業</p> <p>障がい者の虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障がい者の権利擁護を図ります。虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得ます。</p>	障がい福祉課	○	○		○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
納付相談 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付について相談を受け、必要に応じ関係部署につなぎます。	国保健康課	○	○	○	○	○	
未病センターずし市役所 健康に関する啓発・相談等を行い、市民の心身の健康づくりを支援します。	国保健康課	○	○		○	○	○
健康教育 さまざまな機会をとらえて心身の健康づくりに関する啓発、講座の開催など市民の健康増進を図ります。	国保健康課	○			○		○
健康・栄養相談 健康全般、病態別の栄養相談など保健師・管理栄養士が相談支援を行います。	国保健康課	○			○		○
家庭訪問 健康問題を抱えた市民に対し、保健師・管理栄養士が訪問し、相談支援を行います。	国保健康課	○	○		○	○	○
妊娠届出に関わる事務、妊婦訪問、妊婦健康診査 妊娠届出時に看護職の資格を持つ職員が、対象者全員と面談。ハイリスク者のチェックや妊娠・出産に向けた不安がないかを確認します。また、母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査補助券を交付し妊婦健診の受診をすすめています。初妊婦を中心に妊娠期にも個別訪問を実施し不安の解消に努め、市のサービスの案内等を行います。	子育て支援課	○	○		○	○	○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）</p> <p>出産後の母子のケアや出生後 4 か月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行います。また、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行います。訪問時に状況に合わせ、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）他質問票セットを使用し、産婦の多面的な精神的支援を行っています。</p>	子育て支援課				○		○
<p>母乳授乳相談、子ども元気相談、心理相談（健診時開催）</p> <p>随時または予約での受付をし、保健師や助産師、心理士が相談に応じます。専門的な知識や情報を提供し、抱えている不安や疑問に答え育児ストレスの軽減に努めます。継続的なフォローをする場合や必要があれば専門機関への紹介も行っています。</p>	子育て支援課				○		○
<p>子ども元気相談、心理相談（健診時開催）</p> <p>予約での受付や、健診時に相談の希望がある場合、保健師の問診の際相談が必要と思われたときに実施。専門職が聞き取ること、対処法を伝え母親の育児不安や負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課				○		○
<p>離乳食教室</p> <p>保健師によるおんぶ体験、管理栄養士による講義を実施。参加者には、試食や実際に食材をすり潰す体験をしています。離乳食の相談やその他の不安や問題点等については、管理栄養士・保健師から助言を行います。</p>	子育て支援課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
2歳児すくすく教室（歯科教室） 歯科衛生士・栄養士・保健師が集団指導し、歯科衛生士が歯の確認、保健師が問診にて発達・養育状況等を確認します。必要時栄養士による栄養相談も受けられます。また、必要時精神発達について子ども元気相談を勧めています。	子育て支援課				○		○
子ども・子育て支援事業計画 母子保健事業の基本指針の1つに「虐待予防と育児支援のために」があり、関連する事業の年間報告を実施しています。年度毎に集計し内容を振り返ることによって事業活動の改善等を図っています。	子育て支援課				○		○
子ども相談室運営事業 子育ての悩みに関する相談を受け、アドバイスを提案し、危険性がある時は、関係機関への聞き取りと見守りを依頼します。 関係機関や近隣などから通報があった場合、現状を調査し、児相を含めた関係機関で情報を共有するなど、子どもの虐待を防止するための策を検討します。	子育て支援課				○		○
子育て支援センター運営事業 子育ての悩みに関する相談を受け、アドバイスを提案し、危険性がある時は、関係機関への聞き取りと見守りを依頼します。 また、関係機関や近隣などから通報があった場合、現状を調査し、児相を含めた関係機関で情報を共有し、子どもの虐待を防止するための策を検討します。	子育て支援課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>子育て支援センター運営事業、ふれあいスクール事業、親子遊びの場運営事業</p> <p>育児不安等についての相談事業、育児サークル等の育成・支援、子育て中の母親たちの自主活動への支援を行います。</p> <p>また市内5か所の「ほっとスペース」（乳幼児とその保護者の交流の場としてのフリースペース）は、子育てで親子が集い交流できる場で、子育ての悩みなどの自殺リスクの軽減に寄与します。未就学の多胎児とその保護者の交流イベントも開催しています。</p>	子育て支援課				○		○
<p>ファミリーサポートセンター運営事業</p> <p>子育てについて地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、子どもの預かりを相互援助活動として行います。</p>	子育て支援課				○		○
<p>児童扶養手当支給事業</p> <p>児童扶養手当の支給。申請や現況届に来庁した人に必要な案内等を配布します。</p>	子育て支援課				○		○
<p>ひとり親家庭等医療費助成事業</p> <p>ひとり親家庭等医療費の助成を行います。</p>	子育て支援課				○		○
<p>母子生活支援施設入所事業</p> <p>配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施。入所施設の実施運営費を扶助することで自立の促進のためにその生活を支援します。</p>	子育て支援課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>母子自立支援事業</p> <p>ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置します。</p> <p>就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。</p>	子育て支援課				○		○
<p>青少年指導員経費、青少年育成事業</p> <p>青少年団体の指導者育成と組織化及び青少年育成組織の強化と地域活動の推進。青少年指導員連絡協議会を開催し、青少年に関する環境整備、相談等青少年の健全育成を推進します。</p>	子育て支援課				○		○
<p>青少年問題協議会経費、青少年団体育成事業</p> <p>青少年の指導、育成、保護、矯正に関する調査・審議及び関係行政機関相互の連絡調整を図る協議会を開催します。</p>	子育て支援課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>体験学習施設維持管理事業、放課後学習支援・居場所づくり事業</p> <p>中学生向けの学習支援・居場所づくり事業では、教員 OB や大学生等のボランティアにより指導を行っており、学習指導のみならず居場所の提供となっています。</p> <p>また、体験学習施設において雇用している専門指導員により中高生との日常的な関わりを行うことを目指しており、居場所提供につながります。</p> <p>その他、講座の実施、スマイルまつりを開催します。</p>	子育て支援課				○		○
<p>学校支援地域本部事業</p> <p>地域ボランティア等をコーディネートし、学校教育に生かします。学校支援地域本部実行委員会の際に、児童生徒の自殺の現状と対策（生きること の包括的支援）について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。</p>	学校教育課				○		○
<p>就学事務事業</p> <p>就学予定者の健康状態の把握を行います。</p> <p>対象児童生徒及び保護者の思いに寄り添いながら適切な就学指導を行います。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難さを少しでも軽減します。</p> <p>また、児童・生徒の保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図ります。</p>	学校教育課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
<p>要保護及び準要保護児童援助事業 要保護及び準要保護生徒援助事業 特別支援学級通学児童就学奨励事業 特別支援学級通学生徒就学奨励事業</p> <p>義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に必要な経費を援助します</p> <p>特別支援学級における教育の普及奨励を図るため、所得に応じ給食費、学用品費等の必要な経費を援助し、経済的不安を軽減します。</p>	学校教育課		○		○		○
<p>奨学金事業</p> <p>経済的理由により高等学校への就学が困難なものに対し、奨学金を給付し、進路に関わる様々な不安材料から、経済的不安を軽減します。</p>	学校教育課		○		○		○
<p>学校教育調査・研究事業</p> <p>客観的指標として各種チェックリストを活用することにより、児童・生徒への教員の関わり方が改善され、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を良い状態に保つことができます。また、教育研究相談センターとの連携により、必要時には適切な支援を行っていきます。</p> <p>また、実効性のあるいじめ防止基本方針となるように、毎年児童生徒や学校の実態に応じて方針の見直しを行います。</p>	学校教育課				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業者	その他
教育相談事業 児童生徒や保護者が学校外で教育に関する相談ができる場を提供し、相談を通して個々のケースの改善を目指した支援を行っています。	療育教育総合センター				○		○
適応指導教室「なぎさ」運営事業 共感的な理解をもとに児童・生徒が、他者との信頼関係を構築しながら、将来的に豊かな人生を送れるよう、社会的自立に向けて支援しています。	療育教育総合センター				○		○
スクールソーシャルワーカー活用事業(県派遣) 県から派遣されているスクールソーシャルワーカーが週2日、市内の小・中学校を巡回し、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るとともに、ケース会議に参加し、支援策等への助言を行っています。	療育教育総合センター				○		○
支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラー活用、中学校スクールカウンセラー配置活用事業(県派遣) 市内の小・中学校での支援教育推進に向けた取り組みを行い、自殺リスクを抱えた児童・生徒のみならず、様々なニーズを抱えた児童・生徒、保護者、教職員等に対して支援教育の視点で相談を行ったり、コンサルテーションを行ったりしています。	療育教育総合センター				○		○

主な取組	担当部署等	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	無職者・失業	その他
<p>療育相談</p> <p>18歳までの子どもの障がいや発達に関して、療育の視点で相談業務を行います。(具体的には来所、巡回による相談のほか、言語聴覚、理学療法等の機能訓練、関係機関との連携、市民啓発等を実施)</p> <p>相談支援の提供は、家族へ過度な負担がかかるのを防ぎ、孤独感の解消、さらには自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。</p> <p>また、来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットをセンターに設置することで、対象者への情報周知を図ることができます。</p>	療育教育総合センター				○		○
<p>療育部門運営事業(委託)</p> <p>日常生活における基本動作の獲得や生活能力の向上のために、障がいや特性に配慮した個別支援計画を作成し、家族と協働しながら障害児通所支援を中心とした専門的な療育の支援・支援者支援等を行います。個別支援計画作成時の面談や日常的な相談等の機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応につなげることができます。</p> <p>また、家族同士が相互に交流できる機会を提供することで、当事者同士のつながりの形成と強化を図ることができます。</p>	療育教育総合センター				○		○
<p>人権教育等事業</p> <p>人権講演会等を実施し、人権意識を高める啓発を行います。</p>	社会教育課	○	○	○	○	○	○

第6章 これからの成果指標

1 自殺対策全体の成果指標

自殺総合対策大綱で示された国の数値目標は、2026年までに、自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減少させることです。

本市では、直近5年間（2012年～2016年）の自殺死亡率の平均14.6を今後5年間（2017年～2021年※）で15%以上減少させ、12.4以下とすることを目標とします。

（※地域自殺対策プロファイルの統計資料を使用するため、計画期間とは異なります）

2012年～2016年	自殺死亡率（平均）	14.6	（人口10万対）
↓			
2017年～2021年	自殺死亡率（平均）	12.4以下	（人口10万対）

2 計画期間における施策の成果指標

成 果 指 標	実績	目標値
	平成29年度 （2017年度）	2023年度
ゲートキーパー研修の受講人数（人）	（平成29年度末） 延べ 543人	延べ 1080人
ゲートキーパー研修受講者のうち 「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合（%） （ゲートキーパー研修受講時アンケート）	—	80%
ゲートキーパー研修受講者のうち 「関係機関等の連携が大切であることがわかった」と回答した人の割合（%） （ゲートキーパー研修受講時アンケート）	—	80%
広く市民に自殺体策について普及啓発を行うための講演会、研修会の実施回数（回）	年間1回	年間2回以上

